

令和3年度第7回理事会議案書

日 時 令和3年11月26日（金）午後7時00分より

場 所 あさぶ商店街事務所

出席理事
理事長 稲川正勝
副理事長 佐藤典子
副理事長 劔物 忍
専務理事 木村 弘
理 事 井上尚謙
理 事 柏崎辰徳
理 事 生嶋宏治

欠席理事 理 事 内平純一

事 務 局 奈良 正彦

会 議 次 第
1、開 会：
2、挨 拶：理事長

議 題
1、組合状況
2、第三者委員会進捗状況
3、北海道地域商業ウイズコロナ対策支援事業進捗状況
4、北海道特別支援金Cの件
5、その他

* **【説】** 印は説明予定者

亜麻の花咲く手づくりの街

麻生商店街振興組合

議題 1. 組合・組合員状況

I. 報告事項

(1) 組合員

- 組合員数： 86件*11月1日現在
- 入会： 人情焼肉昌苑(11月1日付)
- 退会： からあげ金と銀(11月30日付)

(2) 会議、会合

- 11月11日 第三者委員会による調査報告及び意見書説明会
- 11月12日 佐藤副理事長、学院大にて講義

(3) 駐車場事業

- 駐車サービス券割引販売の件、24日現在で148,400円の割引(資料参照)

(4) 商店街街区新規開店、閉店

- 新規開店： ヤンゴン (餃子、やきとり 旧福よし跡)
焼肉昌苑(11月10日開店 旧ホルモン食堂跡)
- 閉店：
*開店、閉店など、情報提供をお願いいたします。

II. 社会貢献事業 (対象事業は、防犯カメラ、災害備品倉庫その他)

- 防犯カメラ

III. 地域活性事業 (対象事業は、パークゴルフ、ボウリング、三世代、あさぶ夏祭り、亜麻そば会食、亜麻そば乾麺、おすそわけ、あさぶ一、おてらくご、あさぶらっと、その他)

IV. 情報発信事業 (対象事業は、ホームページ作成、五叉路その他)

- ホームページは順次更新。
- 五叉路第230号(12月発行)別紙参照

V. 環境整備事業 (対象事業は、駐車場、看板、古紙回収、まちの灯り、花いっぱい、亜麻栽培その他)

- 滑り止め用砂、駐車場保管箱に納品(100袋)
- 来年の「麻生まちの灯り」は、1月27日(木)～29日(土)実施予定
ろうそくは購入せず、アイスキャンドルだけ100個購入予定(23,500円)

VI. 街区振興事業 (対象事業は、りあん、市商連他の補助事業その他)

- 北海道地域商業ウイズコロナ対策支援事業は11月17日付で決定。マスク、消毒液、体温計配布中
- 北海道特別支援金C(20万円)、入金済み
- 11月24日札幌市北区区制50周年エリアガイド「北区にきたくなる、50のこと」取材対応

あさぶ商店街 おもしろ通信

5又路

発行

あさぶ商店街
理事長：稲川 正勝

編集

副理事長：佐藤 典子
理事：内平 淳一
柏崎 長徳

亜麻の花咲く手づくりの街

第230号

北区麻生町6丁目14-6

TEL: 011-707-9923

FAX: 011-758-7345

商店街の地域貢献
安心のまちづくりを



あさぶ商店街の地域貢献等の取り組みについて学生の皆さんにお話しさせていただきました(11月9日、札幌学院大学新札幌キャンパスにて)

あさぶ商店街
キャラクター「あさぶー」

～防災の取り組み～ キリン(株)さまより「被災時飲料水」寄贈

商店街駐車場に設置してある災害備品倉庫内には発電機や毛布などの備品を収納しております。昨年より商店街女性部が中心となり倉庫の収納品の見直しをすすめておりますが、駐車場の自動販売機を災害対応型にできないかとの意見が出ました。そこで、自販機の設置会社である北海道キリンビバレッジサービス(株)に相談したところ、施設外にそうした自販機を設置することは難しいが、災害時に備えての飲料

水を提供できるとのこと、6000ml200本ほどが倉庫に備え置かれ、消費期限を見ながら入れ替えもしていただきたくことになりました。大変心強い思いをいたしました。これからも商店街として日常的に防災・減災に取り組んでいきたいと思っております。

あさぶ商店街
事務局長 奈良 正彦



非常時用の飲料水が届きました(11月9日)

「ハロウィン」楽しかったネ!



川商事、北山龍、ヘアーサロンテイアレの皆さま、ご協力ありがとうございました。
NPO法人
麻生キッチン
りあん理事長
西本 香奈江

りあんの「こども・若者の居場所」に遊びに来ていた子どもから「ハロウィンをしたい」との声があり、その声を受けて、10月28日、みんなで仮装をしてあさぶ商店街の組合店さんを回りました。善光堂福田壇、イチミヤ薬局、麻生中央整骨院、し吟あぶる、からあげ金と銀、早



つつい足を 運びたくなる 居酒屋に

「霸王樹」の炭火焼きのお料理は絶品です。特に炭火で焼き上げた仙台の厚切り牛タンや特製手羽先などが人気です。木のぬくもりのある店内で、お酒がすすむ網焼きや串、一品料理など、こゆっくりお楽しみください。

霸王樹

麻生町5丁目7-29 ☎790-8333
営業時間/17時30分～23時30分
定休日/無休ですが、お知らせなく休業となる場合がありますので事前にご連絡願います(17時以降)

インフォメーション

麻生キッチンりあん

「介護者のつどい」

介護について気軽に話しませんか。

【日時】12月17日(金)10時30分～12時
【参加費】320円(要予約)
【申込み・問合せ】☎707-9923 担当：久保
info@asabu-rian.com

年末年始(お休み)のご案内

本年もお世話になりました

ありがとうございます。

来年もよろしくお願

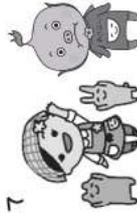
いたします。

【あさぶ商店街事務所】

12月29日(水)～1月3日(月)

【麻生キッチンりあん】

12月24日(金)～1月4日(火)



Ⅶ. 女性部 (対象事業は、全般)

○別紙資料参照

Ⅷ. その他 (その他)

議題 2、第三者委員会進捗状況

○11月11日調査報告及び意見書説明

出席 劔物副理事長 佐藤副理事長 木村専務理事 井上理事
鹿角弁護士 横山弁護士 事務局奈良

○会議内容 報告書説明

- ①報告書、意見書は商店街運営全般を対象としているため、定款、就業規則、退職金規定、その他規則および規程、現金管理方法、理事と組合との利益相反取引、情報開示規約規程等に及んでいる。
- ②報告書及び意見書をもとに、定款の修正、規約・規程の整備など今後の作業を実施していくが、これらについては理事各位にて担当、理事会にて確認の後、総会議案として提出する。規約・規程については以前提出されたものをたたき台とすることも可とされた。
- ③推進協との和解書の第9項に記載の「被告理事長及び原告代表理事は、本件和解成立後の直近の被告及び原告の総会において、それぞれ同席のもと、本件係争の経緯及び和解についてそれぞれが報告するとともに、『麻生推進協ニュース』に声明を発表するものとする。」との条項については、令和3年度通常総会にて既に報告済みとしてよいか、検討願いたい。

○報酬支払い 委員報酬、報告書作成費で2人に各15万円(税抜き)支払い済み

議題 3、北海道地域商業ウイズコロナ対策支援事業進捗状況

○11月17日付で申請承認、29日に体温計入荷予定、その後マスク、消毒液、体温計を希望組合員に配布の予定

議題 4、北海道特別支援金Cの件

○11月12日に20万円入金

議題 5、その他

☆12月8日(水)北区商連役員会は**今年中止**、12月8日は役員会&忘年会となりました。役員会は18:00より区商連事務所にて、忘年会は一心太助(北24西3杉田ビル1階)

1月13日(木)午後6時より北区商連新年交礼会、3名出席をお願いします。

☆商店街事務局年末年始 12月29日(水)より1月3日(月)まで休み

○北区成人式プログラムへの広告掲載料30,000円支払い

次回理事会予定

12月28日(火曜日)

16時～

〈資料〉駐車サービス券割引販売状況（9月10日～11月24日現在）

	100円券	200円券	300円券	400円券	サービス金額		100円券	200円券	300円券	400円券	サービス金額
9月10日	FACE麻生店	1		1						1	
9月21日	FACE麻生店	1		1						1	
9月30日	FACE麻生店	1		1						1	
10月8日	FACE麻生店	1		1						1	
10月15日	FACE麻生店	1		1						1	
10月22日	FACE麻生店	1		1						1	
11月1日	FACE麻生店	1		1						1	
11月10日	FACE麻生店	1		1						1	
11月19日	FACE麻生店	1		1						1	
	FACE麻生店	7	0	9	0	¥11,900				2	0
	FACE麻生店	1		1						3	0
9月10日	GLOW	1		1						3	
9月22日	GLOW	1		1						3	
9月29日	GLOW	1		1						3	¥6,650
10月14日	GLOW	1		1						1	
10月29日	GLOW	1		1						1	
11月11日	GLOW	1		1						1	
11月17日	GLOW	1		1						1	
	GLOW	3	2	7	0	¥9,800					
9月10日	麻生中央整骨院	1		2						2	0
9月21日	麻生中央整骨院	1		1						1	
10月1日	麻生中央整骨院	1		1						1	
10月11日	麻生中央整骨院	1		1						1	
10月15日	麻生中央整骨院	1		1						1	
10月19日	麻生中央整骨院	1		2						2	
11月2日	麻生中央整骨院	1		2						2	
11月15日	麻生中央整骨院	1		1						1	
11月16日	麻生中央整骨院	2		1						1	
11月16日	麻生中央整骨院	8	0	11	0	¥14,350				1	
10月6日	アルファ歯科			2						1	
	アルファ歯科	0	0	2	0	¥2,100				1	
10月5日	海さくら麻生店			1						1	
10月15日	海さくら麻生店			1						1	
11月5日	海さくら麻生店			1						1	
11月24日	海さくら麻生店			1						1	
	海さくら麻生店	0	0	4	0	¥4,200				1	
9月10日	串島麻生店			2						1	
10月1日	串島麻生店			2						1	
10月22日	串島麻生店			4						1	
11月12日	串島麻生店			2						1	
	串島麻生店	0	0	10	0	¥10,500				14	0
11月10日	昌苑麻生店	1		1						5	
	昌苑麻生店	1	0	1	0	¥1,400				5	
9月24日	炭O麻生店			1						5	
10月25日	炭O麻生店			1						5	
11月4日	炭O麻生店			1						5	
	炭O麻生店	2	0	1	0	¥1,750				5	
11月9日	千房麻生店			5						5	
	千房麻生店	0	0	5	0	¥5,250				5	
9月15日	ティアレ	1		1						40	0
9月24日	ティアレ			1						46	0
9月29日	ティアレ	1		1						92	5
	合計						48	46	92	0	¥28,000
										5	¥148,400

2021 年度あさぶ商店街女性部 第 4 回わいわい会議 議事録 記録(佐藤典子)
日時：2021 年 11 月 10 日(水) 10:30~12:00 場所：あさぶ商店街事務所
出席：劔物、中村、西本、佐藤典子 欠席：大清水、佐藤志保、佐藤美智子、篠崎、田中

○協議事項 ※資料 りあん通信 11 月号

1. (仮称) いのちの地図「麻生地区防災マップ」づくり

*PJ メンバーと女性部の意見交換 田中 巖さん、北 健治さん、山川 吉春さん

■マップづくり経過報告

9/7 連町役員会議にて、各町内会長さんにアンケート依頼

「医療機関、防災倉庫、コンビニ」場所調べ

10/5 同会議にて、アンケート回収 14 町内会/全 16

麻生町北、(麻生市営住宅自治会)、麻生西、麻生中央、麻生駅前、麻生南、
創成西、南麻生、学田西、とうひ、和光、チサン麻生、バストラル、
インペリアル麻生、(インペリアル札幌)、ヴェルビュ麻生

10/11 (月) 10:30~、商店街事務所にて 北、山川、佐藤、西本

・各町内アンケート結果、地図上に掲載したいものについて意見交換

■地図上に掲載したいものの確認

①各町内会の「医療機関、防災倉庫、コンビニ」▶医療機関、歯医者以外は掲載

②避難場所(麻生総合センター、和光小学校、北陽中学校、北区体育館)

③広域避難場所(麻生球場)

④一時避難場所(麻生球場公園、麻生北公園、麻生南公園、麻生緑地、麻生あか
しや公園、麻生公園、北34条和光公園、北37条リバーサイド公園)

⑤水、トイレ付き公園 ▶可能であれば麻生地区の全ての公園を掲載

⑥給水拠点(水道局北部配水管理課、新琴似6-2)

⑦充電スポット(au、ドコモ、ケースデンキ、ヤマダ電機)

⑧公衆電話▶北さん資料 ⑨災害時用自動販売機(麻生地区センター内のみ)

⑩交番 ⑪下水道科学館 ⑫水再生プラザ ⑬イオン麻生店 ⑭東光ストア

⑮マックスバリュ(和光) ⑯覚王寺⑰観音寺(▶お寺は目印として掲載する
が、避難所マークはつけない) ⑱北海道銀行 ⑲北陸銀行 ⑳北洋銀行 ㉑労

金信用金庫 ㉒北空知信金 ㉓郵便局(5差路、北34西4) ㉔三育幼稚園

㉕ドラッグストア(ツルハ、サンドラッグ)

㉖ガソリンスタンド▶北さん資料

㉗AEDを設置している施設▶掲載の仕方、次回検討(場所確認)

※次回までに、住所等の一覧表を作ってくる(役割分担)

①…西本、②③…佐藤典、④⑤…中村、⑥~⑩…佐藤典、⑪~㉕…劔物

■地図のまわりに掲載したら良い事項について

(1) マップの凡例 (2) 避難場所 住所、TEL (3) 広域・一時避難場所 住所のみ

(4) 緊急ダイヤル(北電、北ガス、水道新琴似、救急案内センター、北消防署、北警察
署、麻生交番)(5) 災害時ダイヤル(6) 救急安心センターさっぽろ (7) 北区役所

- (8) 麻生まちづくりセンター (9) 距離の目安 (10) 我が家の約束▶書き込めるスペース
 (11) 命は自分で守ろう▶ガス栓止めて、ドア開けてなど (12) 備蓄ひとことアドバイス
 ▶3日分は確保、点検など (13)

■今後に向けて

- ・12月15日 女性部わいわい会議、マップづくり拡大会議を行う
 - ・1月 デザイナーと内容確認 ・2月 印刷 ・3月末 完成予定
- ※次年度、AEDの使い方講習会など、連町・まち協・女性部(商店街)合同で企画したい

○報告・確認事項

1. 花いっぱい事業 「あさぶ5叉路 ミニガーデン」

- ・お疲れさま会 10/26、火、12:30～、まさや
 参加：葉石、仁丹、斉藤、剣物、佐藤志保、美智子、典子、田中、西本
- ・振り返り
 地域の方が楽しみにしてくれた/沢山の方から声をかけていただいた/プランターの花が勢いが良く華やかだった/とても暑い日が続き水やりも大変だった/今年も北海道銀行さんの協力がありがたかった/咲き終わった花摘みも時間がかかるが次々と花が咲くのが楽しかった/ミニガーデン、来年もやりましょう! などなど
- ・10/26、北海道銀行次長の白橋さん、駐車場の方、チャンドニーさんに、お水協力のお礼の挨拶 (佐藤典、西本)

次回 12月15日(水) 10:30～ (場所 あさぶ商店街事務所)

<麻生キッチンりあん活動報告>

■りあんワーキング会議 11/15(金) 14:00～16:00 麻生キッチンりあんにて

- ①助成金について WAM 2月提出に向け、次回意見交換を行う。
- ②こども食堂「りあんでご飯食べられます」カード 1月より実施予定
 目的：気になる子どもへ、手渡しし、りあんでご飯を食べられる取り組みをすすめる
 取り組み方法：①1枚500円で寄付を募り、カードを準備(5人/回、月20人想定)
 ②第3金曜日、豊の部屋で食事提供。③カードは、家庭児童相談室、児童家庭支援センター、スクールソーシャルワーカー、子どもコーディネーター、保健師の皆さんに持ってもらい、必要な子どもに渡す。④りあん通信12月号でお知らせ。
- ③子どもイベント 11/28ハローウィン 協力：善光堂福田仏壇店、イチミヤ薬局、麻生中央整骨院、早川商事、からあげ金と銀、北山龍、ヘアサロンティアレの皆さま
- ④冬休み・子どもイベント 1/7(金) アナログゲーム大会 りあんにて
 1/10(月) ノーススノーランド千歳 下見予定
- ⑤駄菓子屋、こども・若者の居場所 1/19(金) スタッフミーティング
 ※現在、学生ボランティアさん4名
- ⑥麻生発・こどもネットワーク会議 12/3(金) 18:30～ りあんにて

■年末年始 12/24りあん大掃除、お休み 12/24～1/4

<資料>

第三者委員会による調査報告及び意見書

麻生商店街振興組合 理事長 殿

令和3年10月26日

麻生商店街振興組合運営改善検討委員会(第三者委員会)

委員 鹿 角 健 太



委員 横 山 和 樹



第1 委嘱及び利害関係

麻生商店街振興組合(以下「組合」という。)は、令和3年7月1日、鹿角健太(弁護士)及び横山和樹(弁護士)に対し、後記事項に関する検討及び意見書の作成を委嘱した。

各委員は、第三者委員会として麻生商店街振興組合運営改善検討委員会(以下「当委員会」という。)を組織し、委嘱事項について調査・検討を行い、その結果を踏まえ以下のとおり報告・意見する。

なお、各委員は、組合との利害関係(従来からの法律顧問契約、理事等への従事等、継続的に役務に伴う対価関係が発生する関係)を有しない。

第2 委嘱事項

過去に発生した麻生商店街振興組合(以下「組合」という。)の運営及び会計に関する問題点を踏まえ、現在の組合の運営及び会計の実態を調査し、改善すべき事項を意見すること。

第3 委員会の開催

麻生商店街振興運営検討委員会(以下「当委員会」という。)は、下記のとおり、3回の委員会を開催し、事務局に確認を行うなど事実関係の調査を行い、検討事項につき検討を行った。

第1回 令和3年8月2日11時から

第2回 令和3年9月6日10時から

第3回 令和3年9月29日16時30分から

第4 聴取対象者及び調査資料等

現在の組合の運営及び会計の実態については、組合の奈良正彦事務局長（以下「事務局長」という。）より事情聴取（電子メールのやりとりを含む）を実施した。また、事務局長より、以下の資料の提供を受けた。

- 1 定款
- 2 就業規則
- 3 麻生商店街振興組合諸規約・規定案（ただし、実際の運営のため適用されていない）（以下「組合規約案」という。）
- 4 情報開示規則案（ただし、実際の運営のため適用されていない）
- 5 商店街振興組合法第82条に関する決算書類一式（令和2年度）（以下「決算書類」という。）
- 6 平成31年（ワ）第257号訴訟事件和解調書（以下「訴訟事件和解調書」という。）
- 7 過去の不祥事に関する平成24年11月19日開催にかかる第8回特別委員会会議録（以下「特別委員会会議録」という。）

第5 当委員会の意見

当委員会は、調査の結果、以下のとおり意見する。

当委員会は、委嘱事項及び訴訟事件和解調書や特別委員会会議録を踏まえ、同訴訟事件のような紛争等の要因となる事項が今後発生しないよう、問題点を指摘し、改善点について意見するものである。

1 定款の内容及び体裁についての意見

- (1) 定款第56条に職員退職給与引当金の定めがあるところ、退職金については就業規則において退職金規程により定められる旨規定されているが、実際には給与規程や退職金規程が存在しない。

事務局長によれば、実際の運用は、「さぼ一とさっぽろ」の制度を利用し退職金を支給しているということであり、組合と職員との権利関係を明確にするため、実態と整合性を有するよう、退職金に関する規定を整備することが望ましい。

- (2) 定款第25条第2項（1）及び第40条第8項に、誤記と思われる表現（それぞれ、「組合たる」、「前項第7項」の表現）が認められたた。

特段の問題はないものの、次期の定時総会等により訂正をすることが望ましい。

2 経理や会計に関する規約や規程の整備についての意見

(1) 実際の経理・会計の実態

調査によれば、経理・会計について以下のとおり実態が認められた。

ア 組合と理事との間の利益相反取引（自己契約を含む）については、理事会の承認を経ているが、条件等を定める規約や規定は存在しない。

イ 小口現金については、金庫において保管されておらず、事務機の専用引き

出しにおいて管理されている。

小口現金の管理方法について、規定は存在しない。

ウ 組合からの費用等の支出について、実際の運用としては5万円以上の支出や取引について理事会の決済が必要とされているが、支出の条件等に関して定める明文規定は存在しない。

また、特別委員会会議録の中に、3万円以上の支出について「理事長・専務理事の承諾」を要するかのような記載も存在するが、明文規定はなく、当該条件に関する運用実態も不明である。

(2) 規約・規程整備の必要性

ア 組合規約の整備について

事務局長に提供された組合規約案が存在するが、この適用について理事会決議があったという公式な情報はなく、また前記(1)記載の実態と必ずしも整合していないことから、組合規約案が適用されている実態にあるとはいえない。

この点、過去の不祥事の発生は、収入と支出のルールが明確化されていなかったことに原因があるものと考えられる。

使途不明金が発生する主な原因は、金員が動く経過について責任者の定めや記録が残されるルールがなく、このため、誰が法的責任を負うべきかが明確ではないためである。

したがって、収入があった場合においていかなる者が責任者となりどのように管理するか、また支出を行う場合にはいかなる者の決済により実施し、どのように記録を残しておくか、等について詳細な基準を設けることにより、使途不明金の発生や、経理・会計の不明瞭を予防することが可能となる。

このため、改めて収入や財産の保管・管理の方法や、支出のルールを明確にする規約や規程を整備し、理事会決議によって運用のため適用することが必須である。

イ 小口現金管理について

今後定める規約等においては、小口現金の管理方法についても定めることが望ましい。

また、机の引き出しに小口現金を保管した場合、管理金額に齟齬が生じた場合の責任の所在が明確とならないため、金庫を設け、鍵の管理者、出庫の際の承認者などについても定めておくことが望ましい。

ウ 利益相反取引において

前記のとおり、組合と組合員との間の利益相反取引が行われる場合に、組合においては理事会の承認を要するとされているが、これは商店街振興組合法第50条の規定に沿った運用である。

この点、定款においては、第43条第2項(10)において報告についてのみ定めがあるのみであるが、組合員への周知と適切な運用がなされること

の担保として、第41条の議決事項に、上記法律の規定と同様の明文を設けることが望ましい。

また、組合保有財産を利用する場合においては、組合員と理事との間の信頼関係といった観点から、各組合員にも取引の機会について告知したり、相見積もりを取得したりすることなどについても、検討の余地があるといえる。

3 組合の決算や会計等の情報開示に関する規約や規程の整備についての意見
情報開示規則案は存在するが、実際の運用にあたり適用されていない。

このため、組合員が、いかなる場合において、いかなる方法により情報開示を申し出ることができ、また組合がいかなる方法により情報を開示すべきであるのかが明確に定まっていない。

組合の会計等の情報につき情報開示を受けることは、商店街振興組合法第53条、第54条に明記された権利でもあるため、仮に情報開示が円滑に進まない場合においてはトラブルや紛争に発展する可能性を否定できないことから、情報開示規則案を正式に適用するなどして円滑・公平に情報開示が実施されるよう、制度・運用を整備・適用する必要がある。

実際の制度の整備にあたっては、既存の情報開示規則案を活用することも検討できる。

以上